

岩手保健医療大学
障害のある学生のための
修学支援ガイド



令和6年度

目 次

1	岩手保健医療大学における障害学生支援に関する基本方針.....	1
2	相談窓口.....	3
3	障害のある学生への支援決定までの流れ.....	3
4	申請書の作成.....	5
5	支援例.....	6
6	岩手保健医療大学障害学生修学支援規程.....	7

1 岩手保健医療大学における障害学生支援に関する基本方針

1. 基本理念

岩手保健医療大学は、本学に在籍する学生及び入学志願者が、建学の精神「ケア・スピリット」のもと、障害の有無やその程度によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、共に学びあう大学として、障害のある学生支援の充実に努めます。

2. 定義

(1)障害のある学生

「障害のある学生」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」学生を示します。

(2)支援の対象となる学生

「支援の対象となる学生」とは、本学に在籍する学生のうち、本人が「合理的配慮申請書」により支援を受けることを希望し、本学が求める障害者手帳(写)や診断書等を提出した学生で、かつ本学がその必要性を認めた学生を示します。

(3)合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が実施する変更及び調整のことを示します。変更・調整は、学生の状況に合わせて必要に応じて実施します。実施に際しては、本学の体制面・財政面において、過重な負担とならない範囲で行います。

(4)学生

本学に在籍する学生(学部生、大学院生、科目等履修生、聴講生及び研究生)及び入学志願者(受験生及びオープンキャンパス等に参加する者を含む。)とします。

3. 基本方針

(1)修学機会の確保

障害のある学生が、障害のない学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう修学機会を確保します。

(2)情報公開

本基本方針をHPで公開します。障害のある学生及び障害のある入学志願者等に対して、本学の支援方針や体制、支援状況等の情報を提供する機会を設けます。

(3)決定過程

障害のある学生(障害のある入学志願者)に対する修学支援は、学生本人や保護者からの支援要請に基づき、関係部署が合理的配慮について調整し、学生と可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで配慮内容を決定します。決定後も学生の状況を定期的に確認し、必要に応じて配慮内容の見直しを行います。

(4)教育方法等

修学支援は、情報収集、コミュニケーション、公平かつ公正な受験機会の確保など、個々の学生のニーズに合った合理的配慮を行います。

(5) 支援体制

障害学生支援相談員を配備し、障害のある学生の相談窓口とします。関係部署や教職員との連携を通じて、大学全体での支援体制の確保に努め、必要に応じて外部機関との連携を図ります。

(6) 施設・設備

すべての学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、施設設備のバリアフリー化とユニバーサルデザインを考慮した環境整備に取り組みます。

(7) 研修・啓発活動

教職員及び学生を対象に研修・啓発活動を行います。教職員が障害のある学生に対し、差別的な対応をした場合や、過度な負担を要しないにもかかわらず合理的配慮を怠った場合は、当該教職員に対して是正を求めます。

4. 不当な差別的取扱いの禁止

本学は、正当な理由なく、障害を理由として、教育その他のサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のある学生等でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害のある学生等の権利利益を侵害しません。

5. 個人情報について

個人情報は、障害のある学生支援に関係する教職員間でのみ共有します。

6. 方針等の見直し

本方針は、技術や社会情勢の変化等により、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展があった場合、また法令等の変更等があった場合は、必要に応じて見直しを図ります。

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する

2 相談窓口

障害学生支援相談員

岩手保健医療大学では、障害学生支援相談員を配置しています。同相談員は、特別な支援を必要とする学生からの相談を受け、関係教職員と連携しながら、学内支援体制の充実を図り、修学等に関する必要な配慮の調整を行います。

【障害学生支援相談】

✉ shougai-shien@iwate-uhms.ac.jp

学務課 障害学生支援担当

月～金 8:30～17:30 ☎ 019-606-7030

合理的配慮申請書提出窓口ほか、手続きなど相談窓口

3 障害のある学生への支援決定までの流れ

相談

- ・まずは、身近なアドバイザーや教職員に遠慮なく相談してください。
- ・修学や実習、学生生活上の困りごとや希望する支援について、随時相談に応じます。



面談

- ・必要に応じて、障害学生支援相談員が修学や実習、学生生活上の支援ニーズを聞き取ります。
- ・障害の程度やこれまで高校等で受けていた支援の内容等を伺います。
- ・『申請が必要な支援』を希望するかどうか、一緒に確認していきます。



申請書類等の作成・提出

- ・申請が必要となる場合、本学ホームページあるいは学務課から「合理的配慮申請書」を入手し、作成します。
 - ・根拠書類(診断書や手帳、各種検査結果等)を既にお持ちの場合は添付してください。
 - ・記載の仕方や内容について分からないことがある場合は、面談した障害学生支援相談員に相談してください。
- 提出先 学務課 障害学生支援担当





合理的配慮 合意書の作成

- ・申請書に基づき、「合理的配慮合意書」を作成します。
- ・合意書を作成するにあたり、必要に応じて、障害学生支援相談員と再度面談を行ったり(ご家族を交えた面談を行うこともあります)、これまでに受けていた支援内容の詳細、専門家の所見を確認したりします。
- ・障害学生支援相談員は、「合理的配慮合意書」について学生本人に十分な説明の機会を設け、合意を得ながら進めていきます。



支援内容の 決定

- ・合意書の内容に学生が同意したら、学内手続きを経て、支援内容が決定されます。
- ・必要に応じて、科目担当教員や関係する教職員へ情報を周知します。



支援の開始

- ・合理的配慮合意書に基づき、具体的な支援が始まります。



定期的な面談

- ・支援開始後も定期的に面談等を行います。支援内容が妥当か、適切か確認し、必要な場合には、合理的配慮合意書を変更します(学生本人に説明し合意を得ながら進めていきます)。



入学志願者の方へ・・・入学試験受験の際の配慮

本学に入学を志願する者で、障害あるいは疾病により受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願開始日の1か月前までにお申出ください。1か月前までに申出ることができない場合は、可能な限り早い段階でお申出ください。障害の程度・種類により、必要に応じて事前相談を行います。また、診断書等の提出をお願いする場合があります。

問合せ・書類提出先：学務課入試係 ☎019-606-7030 ✉nyushi-kouhou@iwate-uhms.ac.jp

4 申請書の作成

申請書を作成してみましょう。わからないところがあったら、相談した教職員や障害学生支援相談員に相談してみましょう。

申請書は大学ホームページ、学務課窓口にあります。

(様式第1号)

【表面】

(取扱注意)
様式1

<提出先> 入学前：学務課入試係
入学後：学務課または障害学生支援相談員

合理的配慮申請書

令和 年 月 日

岩手保健医療大学長 殿

令和 年度(前期・後期)からの合理的配慮を希望するため、下記のとおり申請いたします。

記

学部・学科 研究科・専攻	<input type="checkbox"/> 看護学部 看護学科 <input type="checkbox"/> 看護学研究科 看護学専攻
学 年	年 学籍番号(※1)
ふりがな 氏 名	性別 男 女
携帯電話	
メールアドレス	
住 所	〒
緊急 連絡先(※2)	氏 名 続柄等 携帯電話

※1 学籍番号について、入学前の場合は記入不要です。
※2 緊急連絡先は、日中連絡が取れる本人以外の方としてください。

- 障害名・病名
- 症状及び障害の状況について具体的に記入ください。
- 障害者手帳はありますか？(コピーの添付をお願いします)
ある ⇒ 手帳の種類 ⇒ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
等級 級
ない
- 診断書はありますか？(コピーの添付をお願いします)
ある ない

【裏面】

(取扱注意)

- 現在、通われている専門機関(医療機関や相談機関等)はありますか？
ある ⇒ 機関名
ない
- 現在、継続的に服薬しているお薬はありますか？
ある ⇒ 薬の種類
ない
- 入学前(高校時代等)も配慮や支援を受けていた場合、内容をご記入ください。
- 希望する配慮について(○印を記入してください)

①移動、施設利用に関する配慮	
②教材に関する配慮(拡大等)	
③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(要約筆記等)	
④履修等手続き・学籍に関する配慮	
⑤福祉用具・支援機器利用に関する配慮	
⑥学内生活(トイレ、食事等)に関する配慮	
⑦定期試験に関する配慮(時間延長・別室受験・解答方法等)	
⑧手続き・制度(性別の取扱い・健康診断等)に関する配慮	
⑨感覚過敏・アレルギー・体調に関する配慮	
⑩その他 ()	

具体的な内容があれば、ご記入ください。

9. 同意書
配慮・支援に必要な情報(氏名や障害の内容等)について、必要に応じて学内の関係教職員、関係部局が共有することを了解します。

署名: _____

※ この申請書にご記入いただいた内容は厳密に保管し、学習上・学生生活上の配慮に関係する事務以外に使用することはありません。また、この申請書は、支援・配慮の内容について検討する際に使用するもので、記入いただいた内容すべてを保障しうるとは限りませんので、ご了承ください。

記入のポイント

- ・困りごとの内容と希望する配慮内容は、できるだけ具体的に書いてみましょう。
- ・これまで合理的配慮の提供を受けていた場合は、その内容も書いてください。
- ・ここに書ききれない場合は、別紙に書いても大丈夫です。

5 支援例

例に挙げていない支援が実施されることや、事情により希望に添えない場合もあります。

○授業

- ・黒板が見えやすい座席、教員の声が聞き取りやすい座席、出入り口付近の座席等の確保
- ・ノートテイクに必要な機器の利用
- ・体調不良時や服薬時の途中退室許可
- ・課題提出期限の柔軟化
- ・ゼミ等での発表順を早めに知らせる
- ・定期通院による欠席等への配慮(欠席した授業の資料の提供、代替の課題を出す)
(土曜日通院できない場合のみ)

○定期試験

- ・試験時間の延長
- ・別室受験
- ・座席の配慮

○学生生活

- ・自家用車の大学入構
- ・健康診断時の介助

○災害時

- ・避難計画の事前打合せ
- ・緊急時の連絡手段の確認
- ・自助による避難が困難な場合の避難のサポート

○情報の保障

- ・諸手続きについてのわかりやすい説明
- ・事務手続きの際に、必要に応じて職員等が書類の代筆を行う
- ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝える

6 岩手保健医療大学障害学生修学支援規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づく「岩手保健医療大学における障害学生支援に関する基本方針」に即して、障害のある学生の修学支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある」学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。

- 2 学部長は、学部の障害のある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、具体的な支援を実施する責務を有する。
- 3 教職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生の修学支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援担当会議の設置)

第4条 障害のある学生のための支援に関する事項を審議するため、学生委員会内に障害学生支援担当会議(以下「支援担当会議」という。)を置く。

- 2 支援担当会議に関し必要な事項は別に定める。

(障害学生支援相談員)

第5条 障害学生支援の実施及び合理的配慮の提供が円滑に行われるよう、障害学生支援相談員(以下「支援相談員」という。)を置く。

- 2 支援相談員は、専門的知見を有する教職員のなかから、学長が委嘱する。

(支援の申し出)

第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援を要請することができる。

- 2 障害のある学生は、修学に必要な支援を受けることを希望する際には、「合理的配慮申請書(様式1)」を学務課に提出する。
- 3 支援の申し出は、支援相談員が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、支援担当会議に報告する。

(支援計画の策定と合意形成)

第7条 支援担当会議は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、合理的配慮の提供のための支援計画を学長の承認を得て策定する。

- 2 支援担当会議は、策定した支援計画について、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図り、「合理的配慮合意書(様式2)」を当該学生と取交わす。
- 3 支援担当会議は、申し出のあった支援について、合理的配慮に相当するか否かの判断は、個別の事案ごとに客観的・総合的に行うものとし、次に掲げる要素を考慮し、合理的配慮に相当しないと判断される場合は、当該学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
- (2) 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの
- (3) 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの

(不服申し立て)

第8条 障害のある学生は、支援計画に対し不服がある場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

(支援の実施及び変更)

第9条 教職員は決定された支援計画に基づき、具体的な支援を実施しなければならない。

- 2 障害のある学生で、支援を受けている者は、定められた時期に「合理的配慮申請書(継続)(様式3)」を学務課に提出しなければならない。
- 3 支援計画は、障害の状態や環境の変化等に応じて適時見直しを行い、変更が必要なときは第7条の手続きにより変更することができる。
- 4 前項の手続き際には、当該学生の提出した「合理的配慮申請書(継続)(様式3)」に基づき行う。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第10条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 障害学生支援に関する具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学生委員会において審議し、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



岩手保健医療大学 障害学生支援窓口

学務課 障害学生支援担当

☎ 019-606-7030

障害学生支援相談メールアドレス

✉ shougai-shien@iwate-uhms.ac.jp

岩手保健医療大学ホームページ

